



財務大臣規則 No.9/PMK.03/2018 (“PMK-9”)  
納税申告書 (SPT) に関わる新規則

インドネシア財務大臣は2018年1月23日付で、納税申告書 (SPT) の作成に関わる新規則 PMK-9 を公布しました。PMK-9 の概要は下記のとおりです。

e-filing を使用したSPTの提出義務 (2018年4月1日以降適用開始)

2018年4月1日以降、納税者は年次および月次の納税申告書を e-filingのシステムを利用して提出しなければなりません。PMK-9によれば、e-filingによる提出が求められる納税申告書は下記のとおり。

No	税金の種類	適用対象
1	源泉税:pph-21/26 月次申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者が1課税期間 (=1ヶ月)において、従業員、年金受給者等のpph21の源泉徴収票を発行する対象者が20名超の場合</li> </ul>
2	源泉税:pph-23/26 月次申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者が1課税期間において、20件超の源泉徴収票を発行する場合、および/または</li> <li>1件当たりの源泉徴収票の課税対象額が IDR1 億ルピア超の場合</li> </ul>
3	VAT	<ul style="list-style-type: none"> <li>全てのVAT登録事業者 (VAT徴収役: VAT Collector を含む)</li> </ul>
4	年次法人所得税 確定申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-filing による月次納税申告書の提出を行っている納税者</li> <li>前年度の法人所得税確定申告書をe-filingで提出した納税者</li> <li>中級税務署 (Madya)、ジャカルタ特別州内の税務署等の大規模納税者担当税務署 (LTO) に登記されている納税者</li> <li>税理士を利用して確定申告書を作成する納税者</li> <li>財務諸表に公認会計士による監査を受けている納税者</li> </ul>

e-filing による納税申告が義務付けられている納税者が e-filingを利用せずに納税申告書を提出した場合、税務署は納税申告書の提出を認めず、未提出として処理されます。ついては、税務署からの納税申告書提出の督促、提出遅延の罰則金等が生じる可能性があるため、ご注意ください。

## 納税が発生しない場合の納税申告書の提出義務

従来、源泉税pph21およびpph25は納税が発生しない場合でも、「納税なし」として申告書の提出が義務付けられていましたが、PMK-9により下記のとおり変更となりました。

No	税金の種類	適用対象
1	源泉税 pph21/26	<p>pph21の納税が発生しない場合、納税申告書の提出は免除となる。但し、下記に該当する場合は引き続き提出義務あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居住者証明書(COD: Certificate of Domicile)による租税条約を適用した結果、納税が発生しない場合; または</li> <li>12月度</li> </ul>
2	源泉税 pph25	予定納税(pph25)が発生しない場合
3	VAT徴収役 (VAT Collector)	該当申告期間にVATおよび奢侈税の課税対象となる取引がない場合

## 年次法人所得税確定申告書の提出期限の延長

- 納税法人は、法人所得税確定申告書提出期限(会計年度末から4ヶ月後)から、最長2ヶ月の期限延長の届出書を提出することができる。但し、届出書の提出時に暫定的な財務諸表の提出および所得税が発生する場合は納税も必須。
- 提出期限の延長をした納税法人で、仮申告時の納税額が最終的な納税額を超過した場合、当該納税法人は下記の対応が認められている
  - 超過分を他の納税に充当する、または
  - 還付申請をする



財務大臣規則 No.15/PMK.03/2018 (“PMK-15”)

“総売上高の計算の代替法について”

- 税務監査の際、税務署が納税者（個人・法人）の総所得についての検証が困難と判断した場合、他の代替方法により総所得を計算します。総所得の検証が困難と判断されるケースは下記の通り。
  - a) 会計取引の記録や帳簿が維持されていない、または
  - b) 十分な会計取引の記録、帳簿もしくは関連書類等が提出されない
- 上記のような状況において、税務署は下記のデータを基に総所得を計算します。
  - 1) 現金もしくは非現金による取引
  - 2) 資金の流れ
  - 3) 売買の単位および/または量
  - 4) 生活費の計算
  - 5) 純資産の増加
  - 6) 前年度の所得税確定申告書または税務監査の査定結果
  - 7) 経済的価値の推定、および/もしくは
  - 8) 比率計算

納税者が会計取引の記録、帳簿、関連書類等を適切に維持している場合、特に、納税者が監査済み財務諸表を有している場合においては、税務署は上記のような方法を総所得の計算法として代替することはありません。

当該情報についての問合せ先:

**PT Sakura Mitra Perdana**

西原健太 Director [nishihara@sakura-id.com](mailto:nishihara@sakura-id.com)  
三原あずさ Director [mihara@sakura-id.com](mailto:mihara@sakura-id.com)

Gedung Rifa, Lt.2  
Jl. Prof. Dr. Satrio, Blok C4, Kav.6-7  
Kuningan Timur, Jakarta Selatan 12950

Phone: +62 21 5260 780/781/782  
Fax: +62 21 5260 790  
<http://sakura-id.com>

このTax Updateは、提携先であるSSJK Consultingが作成した記事を、弊社が翻訳したものです。

**SSJK Consulting**

The Boulevard Office, UG D-2  
Jl. Fachrudin Raya No. 5  
Jakarta Pusat 10250  
[www.ssjkconsulting.com](http://www.ssjkconsulting.com)

このTax Updateは税務に係る法律・規則の一般的な情報として、SSJK Consultingと弊社の理解に基づいて作成しており、国税総局の見解が同じであることを保証するものではありません。実際に生じた個々の問題については、税務の専門家にご相談ください。